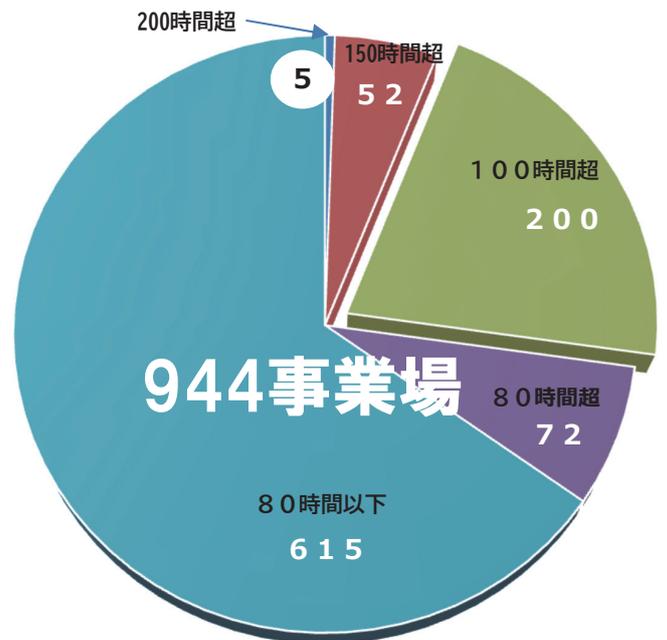


1 長時間労働の抑制等

○ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けた監督指導の徹底等

- ・ 各種情報から時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施します。
- ・ 複数の過労死等を発生させた企業に対しては、「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導を実施します。
- ・ 長時間労働が複数の事業場で認められた企業に対する指導及び企業名の公表を的確に実施します。
- ・ 違法かつ重大・悪質な過重労働事案に対しては、過重労働撲滅特別対策班（かとか）による捜査を行います。
- ・ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、過労死等の防止に向けた取組を広く呼びかけます。併せて、経済団体や労働団体等に対する要請を行います。
- ・ 11月の「過重労働解消キャンペーン」期間に、過重労働解消相談ダイヤルの実施や、働き方改革の推進に積極的な取組を行っているベストプラクティス企業と労働局長等との意見交換会を行います。



違法な時間外・休日労働があった事業場数(令和5年度)

事例共有で働き方改革！
「ベストプラクティス企業」の
取組紹介はこちら



○ 医師・建設業・自動車運転者への労働時間短縮に向けた支援

- ・ 医師については、大阪府、大阪府医療勤務環境改善支援センター等の関係機関と連携して、きめ細やかな相談対応等、適切な支援を行います。
- ・ 建設業については、全ての建設工事において、適正な工期設定等を行い長時間労働是正等を推進することを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」をあらゆる機会を通じて周知します。
- ・ 自動車運転者については、関係機関とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての労働基準監督署の要請と、改善に向けた働きかけを行います。また、賃金水準の向上に向けて、資金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。



労働条件を確かめよう！
広報キャラクター
「たしかめたん」



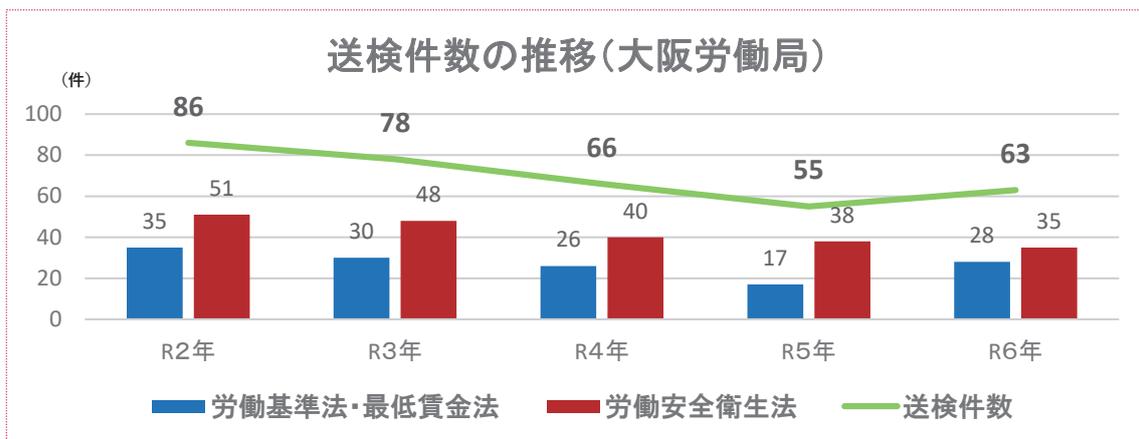
○ 長時間労働に繋がる取引環境の見直し

- ・ 窓口相談、説明会、企業指導等のあらゆる機会を通じて、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定する「取引上必要な配慮」等について周知し、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を図ります。
- ・ 労働基準監督署における監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請法等の違反が疑われる場合、関係機関に確実に通報します。

2 労働条件の確保・改善対策

○ 法定労働条件の確保・改善対策の推進

- ・ 解雇、賃金・休業手当の不払等の労働基準関係法令違反に対し、速やかに監督指導を行い、早期解決を図ります。また、不適切な解雇・雇止めの回避・予防のための啓発指導を実施します。
- ・ 労働者からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対して、迅速・適正に必要な調査を実施し所要の対応を行います。
- ・ 労働時間の適正な管理、賃金不払残業の防止等、労働条件の確保・改善を図るために臨検監督を実施し労働基準関係法令違反に係る是正指導を行います。
- ・ 労働基準監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。
- ・ 度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては厳正に対処し、同種事案発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。



- ・ より多くの事業主、労働者に労働基準関係法令の周知を図るため「労働基準関係法令のあらまし」を作成するほか、説明会の開催や説明動画を配信します。



○ 学生を対象とした、労働法制の周知及びアルバイト等の労働条件の確保に向けた取組の実施等

- ・ これから社会に出て働く若者に対し、労働法制（働く上でのルール）の基礎知識を身につけてもらうため、府内の大学・短期大学等からの依頼に基づき、幹部職員等が出向いてワークルールセミナーを実施します。
- ・ 新たにアルバイトを始める学生が多い4月～7月までの間、自身の労働条件の確認を促すことなどを目的に「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施。期間中には、セミナー開催にあわせて、出張相談も実施します。
- ・ 労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。



マンガでわかりやすい!
WEB版掲載ページ

働いている方も雇用主も
それぞれの立場で学べる!
ポータルサイト



3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

○ 労働災害防止対策の推進

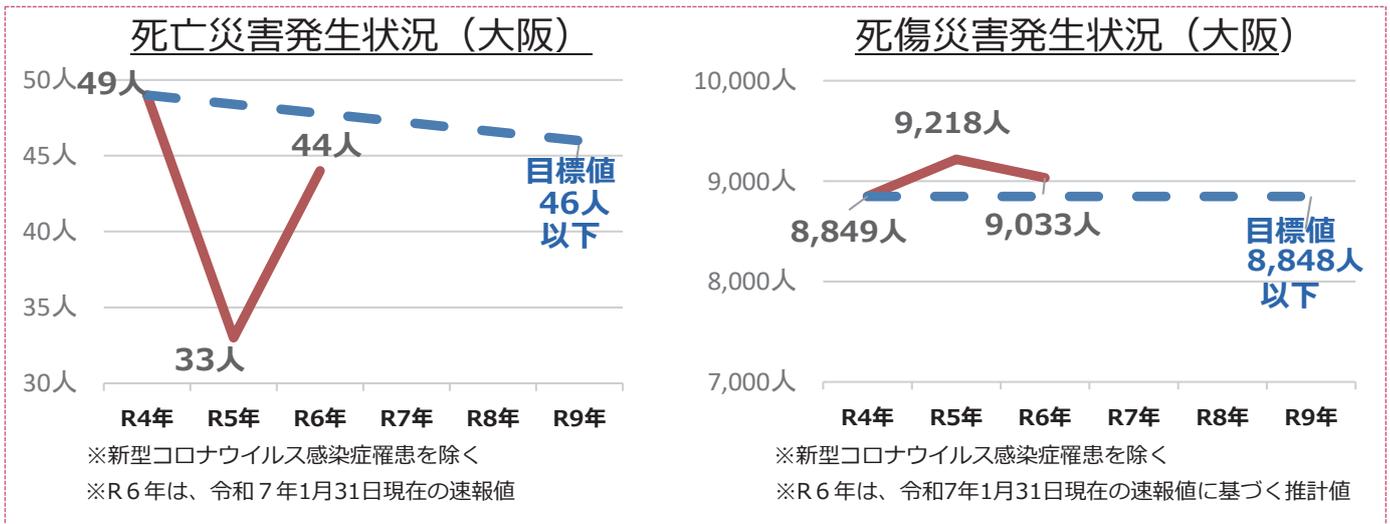
- 令和5年度からの5か年を期間とする大阪労働局第14次労働災害防止推進計画（14次防）を踏まえ、さらなる労働災害防止対策を推進していきます。

【14次防の目標】

- ◆ 死亡災害については、令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少させます。
- ◆ 死傷災害については、令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和4年と比較して令和9年までに減少させます。

【労働災害発生状況】

- ◆ 令和6年の死亡災害は、令和7年1月末日現在の速報値で44人となり、昨年より増加しています。
- ◆ 令和6年の死傷災害は、推計値で9,033人となり、昨年より減少しています。



○ 「大阪発・新4S運動」の展開

- 事業場における自主的な安全衛生管理活動を促進するため、次の4つの活動について取り組みます。

I 安全見える化活動

- ◇ 「安全見える化」の推進を図ります。
- ◇ 墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を「危険マップ」により見える化するように促進を図ります。

バーで、積み上げ高さを制限！
「見える化」事例



II 安全Study活動

- ◇ 入社経験の浅い者に対して、安全作業のためのスキルアップ教育を実施するよう促進します。
- ◇ 転倒災害及び腰痛災害防止に係るeラーニング教材の積極的利用を促進します。



外国語にも対応！
「マンガでわかるシリーズ」
詳細はこちら



III リスク評価推進活動

- ◇ リスクアセスメントの導入促進と確実なリスク低減措置の実施を目指し、「リスク評価推進活動」の推進を図ります。

職場のあんぜんサイト！
「化学物質のリスクアセスメント支援」



IV 命綱GO活動

- ◇ 墜落・転落災害の防止に向け、高所作業における二丁掛け墜落制止用器具の使用促進を図ります。

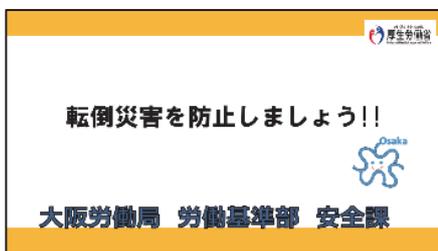


命綱 使って つなGO 大切な命！
「命綱 GO 活動」

大阪発・新4S運動

「安全」は人々を満足にさせ、輝く笑顔にします
 Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

自主的な安全衛生
 活動を活性化！
 詳細はこちら



死亡災害撲滅に向けて、各種労働災害防止対策関連動画を配信しています

大阪労働局 YouTubeチャンネル

労働災害防止対策
 再生リストはこちら



大阪労働局は、『第84回全国産業安全衛生大会in大阪・近畿』を応援しています。



国内最大の
 安全衛生イベント！
 大会の詳細はこちら



○ 労働者死傷病報告等の電子申請の推進

- 令和7年1月より義務化された労働者死傷病報告等の電子申請を推進し、電子申請の対応への懇切丁寧な相談支援を引き続き行います。

電子申請を促進しよう！
 「死傷病報告に係る
 特設ページ」

電子申請を支援！
 「入力支援に係る
 ポータルサイト」



○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止のための周知啓発の実施

- 増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）対策として、
 「ハード・ソフトの両面から転倒災害防止対策を講じること。」
 「介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入すること。」
 等について周知啓発を行います。

○ 高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策等の推進

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ることにより、高齢労働者の労働災害を防止し、安心して働ける職場環境の改善を進めます。
- 技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる母国語に翻訳された安全衛生教育に関する視聴覚教材の周知、外国人労働者に対する効果的な安全衛生教育の実施を促進します。
- 障害のある労働者の安全衛生対策に係る事例等を周知することにより、障害のある労働者の安全衛生対策を推進します。

高齢労働者の安全・
 健康確保を！
 エイジフレンドリーガイドライン

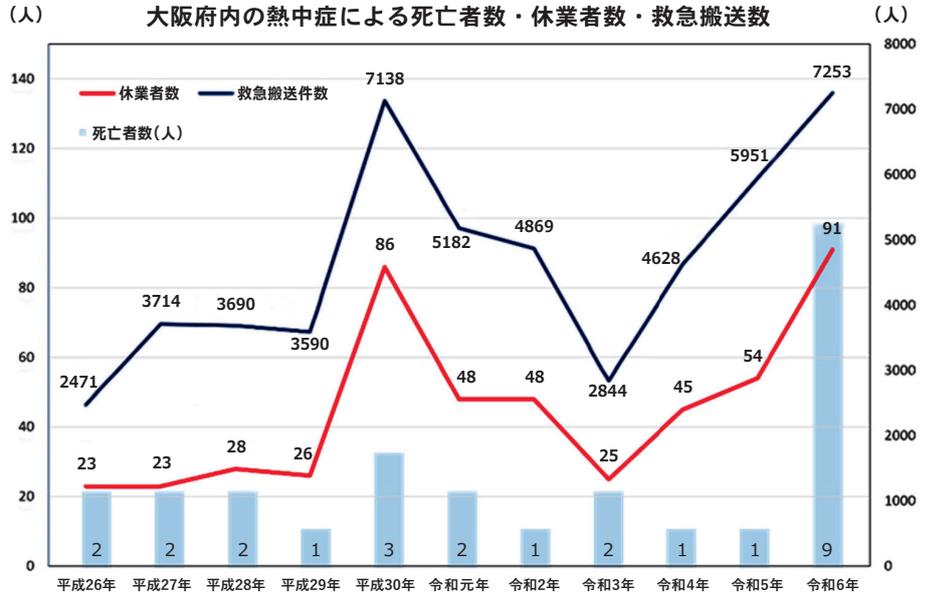


外国人雇用対策
 ページはこちら！
 Employment Policy for
 Foreign Workers



○ 熱中症対策

- 「Stop! 熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組が各事業場で適切に実施されるよう指導等を行います。
- 暑さ指数表示ボードを作成し、大阪労働局第14次労働災害防止推進計画のアウトプット指標である「暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年度と比較して、2027年度までに増加させる。」という目標達成に向け、来庁者に対し、広く暑さ指数、熱中症計画レベルの周知を行います。
- 関係団体に「熱中症警戒アラート」活用の定着、異常時の措置等を盛り込んだリーフレットを独自に作成し、広く熱中症予防対策の周知を行えるよう工夫します。
- 大阪産業保健総合支援センターと共催で「職場における熱中症予防対策セミナー」を開催し、環境省近畿地方環境事務所と連携を図りながら、熱中症予防対策の推進を図ります。



< 熱中症警戒アラート >

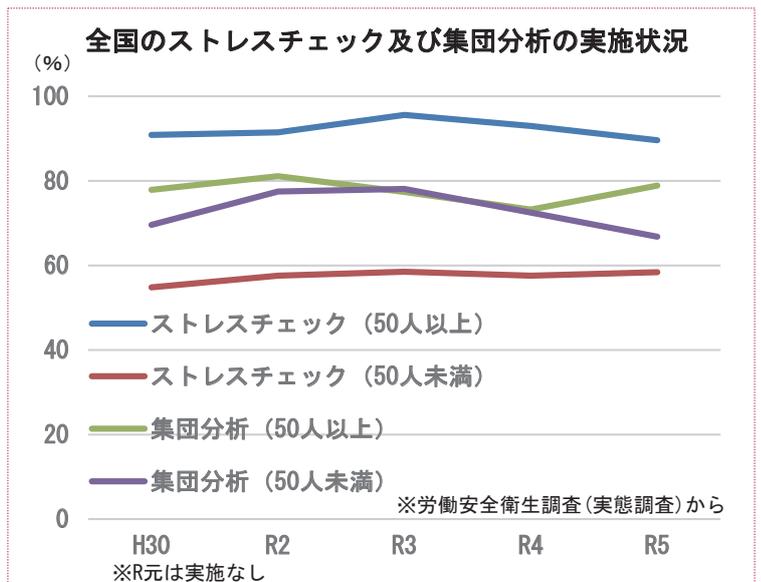
近年、熱中症による救急搬送人数、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症警戒アラートは、暑さ指数(WBGT)に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予想される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。

有益情報盛りだくさん!
職場における
熱中症予防対策



○ メンタルヘルス対策及び過重労働対策等の推進

- 長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。
- 労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」について周知を行います。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組を促進するため、取組方法や好事例を示した手引きや事業者が医療保険者と連携して実施したコラボヘルスの取組に要した費用の一部を補助するエイジフレンドリー補助金の周知を行います。



メンタルヘルス対策向上!
「ストレスチェックを実施しよう」
YouTube動画



○ 産業保健活動の推進

- ・ 自主的な産業医の選任が強く求められる中規模事業場(労働者数30~49名)での産業医選任を促進する目的で新たに新設される「中規模事業場産業医活動支援モデル事業」の周知を図ります。

○ 新たな化学物質規制の周知の取組

- ・ 令和6年4月から全面施行されている新たな化学物質規制に基づき、SDS(安全データシート)等を活用したリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置について、個人ばく露測定を導入及びフィットテストを利用した適切な呼吸用保護具の選定等を含め、丁寧な指導を行います。
- ・ 毎年2月に実施する化学物質管理強調月間中に、大阪府及び各自治体や各種団体と連携し、化学物質管理に関するセミナーを開催し、事業場による自律的な化学物質管理の導入を推進します。

化学物質管理強調月間が
新設されました！
「新たな化学物質規制」関連はこちら



○ 石綿ばく露防止対策の推進

- ・ 石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。
- ・ 建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、丁寧な相談支援を行います。

要確認！
石綿総合情報ポータルサイト



○ 治療と仕事の両立支援

- ・ 「事業場における治療と仕事のガイドライン」の周知啓発を行います。
- ・ 大阪労働局に設置した「大阪府地域両立支援推進チーム」において取組に関する計画を策定し、両立支援に係る関係者(都道府県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、産業保健センター、労災病院等)の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。
- ・ 主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進します。このため、大阪府地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。

政労使及び専門家が一体となって支援！
大阪府地域両立支援推進チーム会議



日本の労働人口の約3人に1人が何らかの
疾病を抱えながら働いています。

○ がん患者等への就職支援の推進

- ・ がん等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら就労を希望する求職者について、がん診療連携拠点病院等と連携協定を結んでいる府内11か所のハローワークを中心に、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。
- ・ 出張相談では、患者同意の上、治療や療養生活に関する相談のエキスパートである「がん相談支援センター」の担当相談員も同席し、三者で相談を行うことで、治療状況や経過、今後配慮すべき点などの情報を密に共有し、より専門性の高いきめ細かな就職支援を実施します。

○ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・ 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者者に義務付ける改正省令について、事業場に対して指導・周知・啓発等を行います。

全員の安全を守る、
共に働く仲間として！
「個人事業者等の安全
衛生対策について」



4 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

○ 大阪府域における働き方改革の総合的な推進

- 働き方改革を中小企業・小規模事業者等に円滑に浸透させ、「多様な人材が活躍する元気な大阪」の実現を目指すため、労使団体、行政機関、金融機関など29の機関で構成される「大阪働き方改革推進会議」において、令和7年度の基本方針を定めるとともに、各構成団体間で積極的な情報共有や意見交換を行い、連携を強化していきます。



大阪における働き方改革を牽引！
第11回 大阪働き方改革推進会議
(令和6年5月29日開催)

○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しの推進等

- 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に資する取組（時間外・休日労働の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、勤務間インターバル制度等）の周知・啓発を行います。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」による労働時間等の設定改善のための助言・指導、ワークショップを実施します。
- 働き方・休み方の改善を促す企業・社員向けの自己診断ツールの提供、企業の取組事例の紹介等を行う「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用促進を図ります。
- ワークエンゲージメントを含む働きがいの向上に向けて、リーフレット等による周知を行います。



取組事例等はこちら！
働き方・休み方改善
ポータルサイト

<令和6年度ワークショップ開催テーマ>

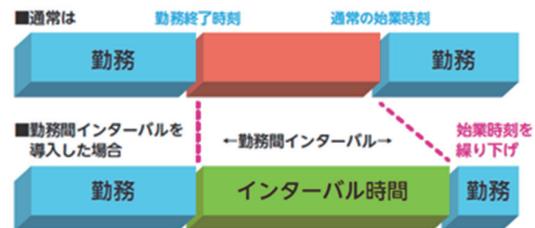
- ◆トラック運送事業者の長時間労働改善
- ◆建設業事業者のワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆働き方改革の成果と課題



改善に役立つ情報交換を！
ワークショップの様子

<勤務間インターバル制度>

終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を確保する仕組み。



<ワークエンゲージメント>

「仕事から活力を得ていきいきとしている」（活力）
「仕事に誇りとやりがいを感じている」（熱意）
「仕事に熱心に取り組んでいる」（没頭）
3つが揃った状態として定義される仕事に関連するポジティブで充実した心理状態。

○ 働き方改革に取り組む企業への助成

- 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組んだり、勤務間インターバル制度を導入する中小企業を対象とした「働き方改革推進支援助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。

働き方改革推進支援助成金

- 業種別課題対応 長時間労働等の課題を抱える業種等（建設、自動車運転、医師等）の支援のため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成
- 労働時間短縮・年休促進支援 労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成
- 勤務間インターバル導入 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主を助成
- 団体推進 傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体を助成

各種助成金については申請期限にご留意ください。

人材確保等支援助成金

- テレワークコース 良質なテレワークを制度として導入・実施し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を助成

5 総合的なハラスメントの防止対策

○ 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

- ・ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント等、事業主に義務付けられた職場における各種ハラスメントの防止対策が適切に講じられるよう、事業主への積極的な是正指導、周知徹底を図ります。
- ・ 適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの周知を図ります。

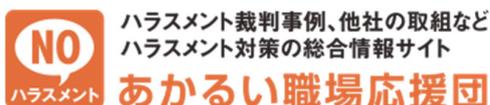
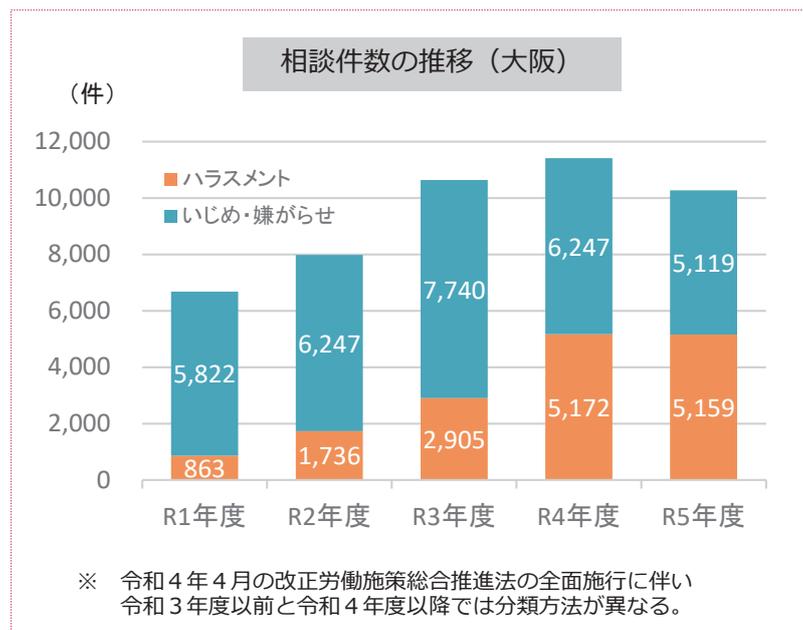
パワーハラスメントとは	パワーハラスメント6つの類型		
<p>職場において行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。</p> <p>①優越的な関係を背景とした言動であって、 ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、 ③労働者の就業環境が害されるもの</p>	<p>身体的な攻撃</p> 	<p>精神的な攻撃</p> 	<p>人間関係からの切り離し</p> 
	<p>過大な要求</p> 	<p>過小な要求</p> 	<p>個の侵害</p> 

○ カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

- ・ 顧客等からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を活用して、企業の取組を促します。
- ・ 就職活動中の学生等に対するハラスメントに関する事業主の自主的な取組を促すために、事業主に対しハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。
学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレットを活用し、一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

○ 紛争の早期解決の促進

- ・ 各ハラスメントに関する労働者と事業主間の紛争については、労働施策総合推進法等に基づく援助や調停制度などの紛争解決援助制度を活用することにより、早期の解決を促します。



ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント対策の際に参考となる情報を掲載しています。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



6 女性活躍推進に向けた取組等

○ 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表、男女の賃金の差異の情報公表が義務付けられている事業主に対し、報告徴収等の実施により、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 行動計画や男女の賃金の差異をはじめとする自社の女性活躍に関する情報を公表できる「女性の活躍推進企業データベース」（厚生労働省の運営サイト）の活用を促します。
- ・ 「えるぼし」認定及び「プラチナえるぼし」認定について、優秀な人材の確保や公共調達の際に加点評価されること等、認定のメリットを周知することにより、取得促進を図ります。

女性が活躍できる職場づくりに
取り組んでいる企業のマーク！
えるぼしマーク・プラチナえるぼしマーク

女性の活躍推進企業 データベース

- ※各企業の女性管理職の割合や平均勤続年数など、企業研究に役立つデータも見れる！
- ※「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業も検索できる！

お役立ち情報満載！
データベース



○ 男女雇用機会均等法の履行確保

- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう事業主への指導を行うとともに、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

○ 子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- ・ 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワーク及び府内13か所のハローワークに設置しているマザーズコーナーを中心に、子育て中の方等に対して、個々の状況やニーズに応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。
- ・ 仕事と子育て等が両立しやすい求人（両立支援求人等）の開拓及び収集した求人情報の積極的な周知を図ります。
- ・ 生涯年収の比較や年収の壁等を示しながら、多様な働き方の選択肢を提案し、ライフプランに寄り添った支援を実施します。
- ・ 子育て等でハローワークへの来所が難しい方に対し、WEB会議アプリを使用し、ハローワークの窓口と同じように職業相談・職業紹介が受けられるオンライン職業相談サービスを提供します。
- ・ ハローワークプラザ難波等では、専門家（弁護士、社会保険労務士、臨床心理士及びファイナンシャルプランナー）による相談を実施します。
- ・ 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワークでは、地域の関係機関や子育て支援拠点と連携した出張相談・座談会・セミナー等により、就労に向けた支援を実施します。



両立に向けた情報交換！出張座談会の様子



お子様連れでも安心して利用可！キッズスペースの様子

○ お子様連れでも利用しやすい環境の整備

- ・ お子様連れでも参加しやすいよう託児付のセミナー、子育て中の方同士によるグループワーク等を実施します。
- ・ 安心して施設が利用できるようキッズスペースや授乳室を設置しています。

7 仕事と育児・介護の両立支援等

○ 改正育児・介護休業法の履行確保

- ・ 令和7年4月から二段階で施行される改正法について、労使に十分理解され、労働者が円滑に利用できるよう周知徹底に取り組みます。
- ・ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱が疑われる事案を把握した場合には、事業主への報告徴収・是正指導等を行うほか、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。



仕事と介護の両立支援

～主な改正ポイント～

- ※男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象が、従業員数300人超1,000人以下の事業主に拡大
- ※介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知強化等

男女ともに働きやすい
環境を実現！
育児・介護休業法について



○ 次世代育成支援対策の推進

- ・ 次世代育成支援対策推進法について、有効期限が令和17年3月31日までに再延長となり、また同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握、数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とした改正法について、周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。
- ・ 「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」の認定基準について周知を行い、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。
- ・ 不妊治療を受けやすい職場環境の整備を推進するために、不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について、周知・啓発を図ります。

子育て中のママ・パパにとって
働きやすい企業のマーク！
くるみんマーク



○ 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

- ・ 令和7年4月、両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、雇用保険被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮する場合に給付する「育児時短就業給付」が施行されました。あらゆる機会を捉えて、被保険者や事業主等に対して周知に取り組みます。

○ 仕事と育児、仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- ・ 職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのため、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援・出生時両立支援・介護離職防止支援・育児休業等支援・不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース等）の活用促進等により中小企業事業主を支援します。

両立支援に取り組む
事業主へ！
助成金案内ページ



○ 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等

- ・ 月経、更年期等といった女性の健康問題への取組について、「働く女性の心とからだの応援サイト」により企業の自主的な取組を促すとともに、働く女性の母性健康管理について、パンフレット等の活用により事業主への周知徹底と妊産婦への周知を行います。



女性に優しい職場づくりを！
「働く女性の心と
からだの応援サイト」



8 個別労働関係紛争解決の促進

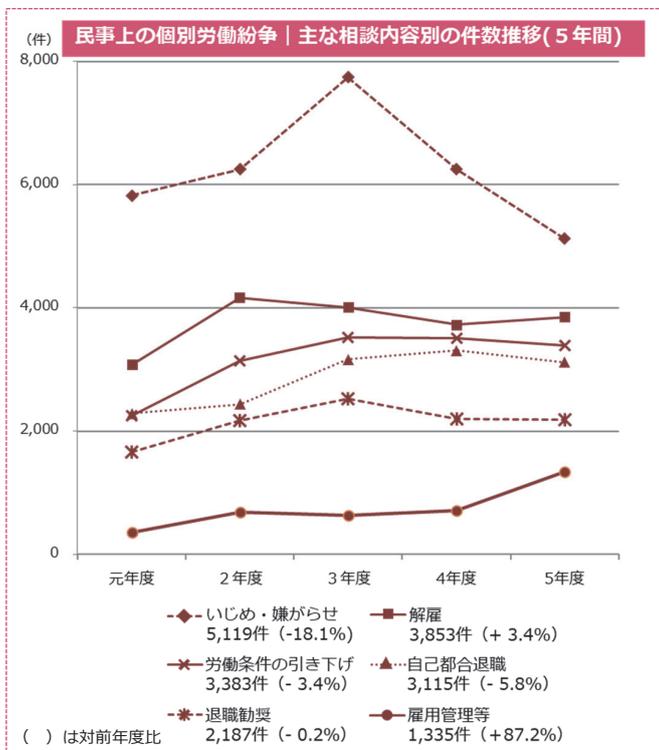
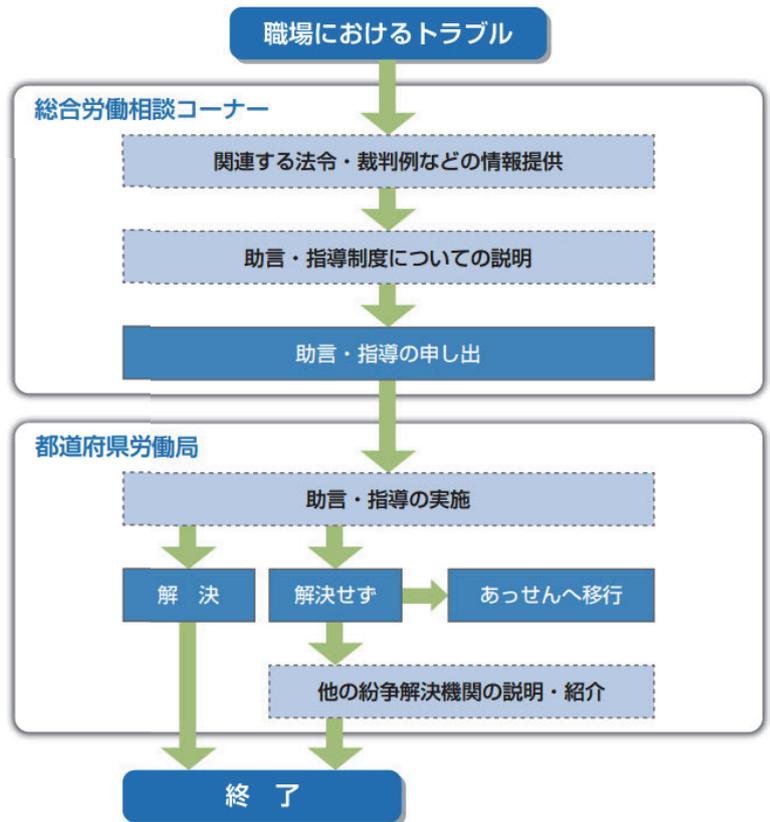
○ 適切かつ積極的な相談対応、助言・指導及びあっせんの実施

- 個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働関係紛争）として、「いじめ・嫌がらせ」「解雇」「退職勧奨」などのほか、近年、「労働条件引下げ」「自己都合退職」「雇用管理等」が増加しています。
- 府内14か所に設置している総合労働相談コーナーにおいて、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決するため、労働問題のワンストップサービス拠点として、関連法令や判例等の情報提供を行います。
- 紛争状態にある場合は、「助言・指導」（紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者間の自主的な解決を促進する制度）、「あっせん」（紛争調整委員会の委員が紛争解決に向けて調整する制度）により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。

相談はこちらへ！
総合労働相談
コーナー所在地



都道府県労働局長による助言・指導の手続きの流れ



9 フリーランスの就業環境の整備

○ フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- フリーランス（フリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定受託事業者）から就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、着実な履行確保を図ります。
- フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

「フリーランス・事業者間
取引適正化等法」はこちら！



「フリーランス・トラブル
110番」はこちら！

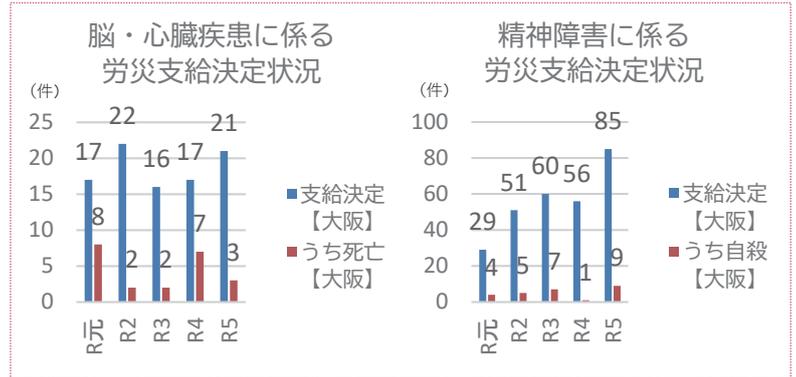


10 労災保険及び雇用保険の適正な運用・徴収

【労災補償対策の推進】

○ 労災保険給付の迅速・適正な処理

- ・ 労災保険給付の請求については、迅速な事務処理及び適正な認定を行います。特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。
- ・ 労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。



【雇用保険制度の安定的運営】

○ 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

- ・ 「再就職手当」を含め、早期に再就職した場合のメリットの周知などに取り組みます。

○ 電子申請のさらなる利用促進のための、積極的な利用勧奨と速やかな処理の実施

- ・ 電子申請未利用の事業主に対し、雇用保険電子申請アドバイザーを活用し、事業所訪問などにより利用勧奨を一層推進します。
- ・ ハローワーク梅田、ハローワーク大阪東の「電子申請体験コーナー」を活用し、直接事業主等に電子申請を体験してもらうなど、効果的な電子申請の利用促進を図ります。



気軽に体験！電子申請体験コーナー

○ 不正受給に対する厳正な対処の徹底

- ・ 雇用関係助成金の不正受給の疑いがある事業主や社会保険労務士等に対する調査等に、より一層注力します。

【労働保険料等の適正徴収】

○ 労働保険の未手続事業の一掃の取組

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者福祉の向上等の観点から極めて重要な課題である未手続事業の解消のため、制度の周知広報に努めるとともに加入勧奨を行います。
- ・ 成立（加入）手続を自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施し、労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となって、労働保険未手続事業の一掃に取り組みます。

○ 労働保険関係手続の電子申請の利用促進

- ・ 電子申請利用のメリットを情報発信し、更なる利用促進を図ります。



24時間どこでも申告！
特設サイトはこちら



○ 全国平均を上回る収納率の達成

- ・ 目標達成のため「口座振替」・「電子納付」について広く周知し、利用促進を図るとともに、費用負担の公平性の観点から、着実に納入督促を実行します。
(大阪における令和5年度の収納率は99.2%で全国平均収納率99.1%を上回りました。)

手続かんたん・らくらく支払！
「口座振替納付・電子納付」案内ページ

